

## 分担金について

分担金は、愛西市水道事業給水条例に基づき、以下のとおり徴収しています。

## 【消費税及び地方消費税抜】

用途及び種別	分担金の額		
一般用専用栓	1世帯	口径 13mm	66,000円
		口径 20mm	150,000円
		口径 25mm	240,000円
		口径 40mm	620,000円
		口径 50mm	980,000円
		口径 75mm	2,200,000円
		口径 100mm	市長が決定する額
官公署学校団体	市長が決定する額		